

STOP 迷惑行為

下記の迷惑行為等があった場合、患者さんとの信頼関係を保つことができないため、診療をお断りすること、強制退院及び病院内への立ち入り禁止を求めること並びに所轄警察への通報・届出を行うことがあります。予めご了承くださいとともに、ご理解ご協力をお願いいたします。

1. 他の患者さんや職員に対する暴言・暴行・威嚇行為、脅迫行為、もしくはその恐れが強い場合
2. 解決しがたい要求を繰り返し行い、職員の業務を妨害すること（頻回にわたり面会や電話等を強要する行為等）
3. 職員に対する文書作成等の強要行為や面談の強要、謝罪や謝罪文の強要
4. 院内での傷害、破壊、窃盗等の犯罪行為、刃物・爆発物等危険物を所持している場合
5. 他の患者さん、職員へのハラスメント、ストーカー行為
6. 院内で許可なく写真・動画撮影、録音行為、SNS等への投稿
7. 治療・面会等正当な理由なく院内に立ち入り、注意しても退去しない行為
8. 院内の機器、設備等の無断使用、持ち出し、破損行為
9. 正当な理由なく療養に専念せず、治療等に著しく非協力的な場合
10. その他、職員の指示に従わず院内の秩序維持や円滑な診療・業務に支障をきたす行為